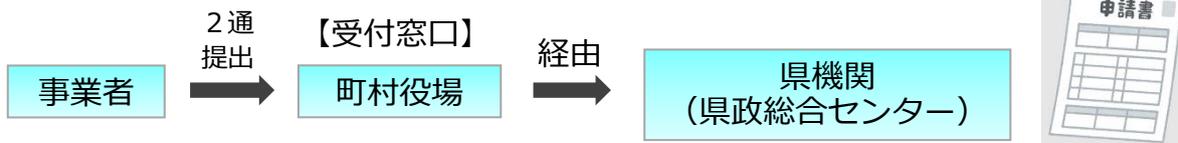


# 町村域の指定事業所等に関する 申請書等の受付窓口が 令和4年4月1日から 変更になります



神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく指定事業所及び周辺環境配慮事業  
者に関する申請書等は、これまで町村の環境部局を受付窓口として県知事あて提出い  
ただいていましたが、令和4年4月1日から町村の経由を廃止し、県機関において直  
接受け付けします。 ※市域に設置する事業所の受付窓口に変更はありません。

## <令和4年3月31日まで>



## <令和4年4月1日から>



※令和4年4月1日以降は町村では書類を受け付けることができません。  
※受付窓口の変更に伴い、書類の提出部数は、正本1通に変更となります。

## 受付窓口

事業所の所在地に応じて所管の地域県政総合センターが受付窓口となります。

事業所の所在地	受付窓口	連絡先
葉山町	横須賀三浦地域県政総合センター 環境部環境課	〒238-0006 横須賀市日の出町 2-9-19 横須賀合同庁舎内 ☎(046)823-0210 (代表)
愛川町、清川村	県央地域県政総合センター 環境部環境保全課	〒243-0004 厚木市水引 2-3-1 厚木合同庁舎内 ☎(046)224-1111 (代表)
寒川町、大磯町、二宮町	湘南地域県政総合センター 環境部環境保全課	〒254-0073 平塚市西八幡 1-3-1 平塚合同庁舎内 ☎(0463)22-2711 (代表)
中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	県西地域県政総合センター 環境部環境保全課	〒250-0042 小田原市荻窪 350-1 小田原合同庁舎内 ☎(0465)32-8000 (代表)